

(公 印 省 略)

分 医 発 第 2 1 9 5 号

令 和 7 年 9 月 1 6 日

各 郡 市 等 医 師 会 長 殿

大 分 県 医 師 会 長 河 野 幸 治

「主治医意見書の作成に係る留意点」について

標記について、大分県福祉保健部高齢者福祉課長より別紙のとおり通知がありましたので、貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

( 公印省略 )

高齢福第1420号

令和7年9月8日

一般社団法人

大分県医師会長 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

「主治医意見書の作成に係る留意点」について（周知依頼）

平素より介護保険行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

県では毎年2月頃に主治医意見書研修を実施しており、主治医意見書の作成の留意点をお伝えしているところですが、主治医意見書を作成される医師の皆様方へ新たにお問い合わせ事項がございます。

そこで、別紙のとおり取りまとめましたので、貴下関係会員への周知についてご協力をお願いいたします。

(問合せ先)

介護保険推進班

担当：植木

電話：097-506-2692

メール：ueki-kurumi@pref.oita.lg.jp

# 主治医意見書の記載についてお願いしたい事項①

## 記入について

- **読みやすい字**で記載をお願いします。
- 主治医意見書は、**直近の状態**（最新の情報）を記載するようにしてください。
- 特記事項が空欄となることがあるので、**空欄にしない**ようにしてください。
- 第2号被保険者に係る特定疾病の記載で「**〇〇の疑い**」との記載が見受けられます。第2号被保険者は特定疾病に該当する必要があるため、**疾病名のみ記載**するようにしてください。
- 「3. 心身の状態に関する意見（5）身体の状態」について、**身長・体重を記載**してください。  
⇒身長と体重から対象者の体格を把握することができ、介護の手間を審査する上で、移乗や移動で身体を支える必要があるか等の介助量をイメージできるため。

## 特記事項について

- 審査会において意見が割れた際、主治医の意見を参考にしています。  
⇒**特記事項へ具体的な状況の記載**をしていただくと判断材料となる。
- 介護が必要になる可能性についての記載だけでなく、**具体的な状況の記載**があると、重度変更の根拠にできることがあります。
- がん末期の患者について（特に第2号被保険者）は、意見書に**末期であることを必ず記載**するようにしてください。⇒優先して審査を行うため。

## 提出について

- 提出は、依頼から**約2週間を目安**にしていただき、遅くなる場合は保険者へ事前に連絡をお願いします。  
※別途、提出期限を記載している保険者もあるのでその際は示された提出期限内に提出してください。

## 主治医意見書の記載についてお願いしたい事項②

### その他

- **認知症**の疑いがある場合は**検査**を実施してください。  
⇒検査の結果が記載されていると、審査をスムーズに行うことができます。

大分県では**主治医意見書**を  
作成する先生方を対象にした  
**主治医意見書研修**を毎年実施しています。  
**研修への積極的な受講を  
よろしくお願ひします！**